

確 認 書

公益財団法人近藤記念財団（以下、近藤記念財団）の奨学助成を受けるにあたり、以下の重要事項を理解し、確認しました。

1. 近藤記念財団の奨学助成について

奨学金は給付であり、返済の義務はありません。また近藤記念財団以外の機関から貸与又は給付される奨学金の併給が可能です。

2. 奨学生の資格

本財団の奨学金の給付を受けることができる者は、本財団の指定する高校に在籍し進学を志す者、および本財団が指定する高等専門学校、大学（学部・大学院）に在籍し、品行方正、学業優秀、身体強健でかつ学資の支弁が困難であると認められるものでなければならない。

3. 奨学生の義務

(ア) 毎年、書類を提出する必要があります（修学状況報告書、成績証明書など。卒業年には卒業前に成績証明書と卒業後の進路レポート提出要）

(イ) 学業に励み、健康に注意し、奨学生にふさわしい態度と行動をとらなければなりません。

(ウ) 奨学生が下記に該当する場合は、在学学(校)長を経て、直ちに本財団に届けなければならない。

(1) 休学、転学、留学又は退学したとき。

(2) 停学その他の処分を受けたとき。

(3) 氏名、住所その他の重要な事項に変更があったとき。

4. 奨学金の休止・停止・打ち切り及び返還

(ア) 疾病等のために成業の見込みがないとき。

(イ) 学業成績又は性行が不良となったとき。

(ウ) 刑事事件を犯したとき。

(エ) 在学学校で停学又は退学処分を受けたとき。

(オ) 奨学生願書に記入すべき事項を故意に隠蔽し、又は虚偽の記入を行ったことが判明したとき。

(カ) その他第2条の規定する奨学生としての資格を失ったとき。

上記(ウ)から(カ)に該当したときは、既に給付した奨学金の一部又は全部を本会に返還しなければならない。

5. 上記のほか、本財団の奨学金給付規程を守り、本財団の指示に従い必要な手続きを怠りなくするものとします。

西暦 年 月 日

学校名：

学部名：

氏名：